

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 8 年 6 月 7 日)

栄 町 議 会

総務常任委員会

議事日程

平成28年6月7日（火曜日）午後1時30分開会

事件（1）付託議案の審査

請願第1号 「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書提出に関する請願書

出席委員（8名）

委員長	大澤義和君	副委員長	松島一夫君
委員	大野博君	委員	野田泰博君
委員	岡本雅道君	委員	藤村勉君
委員	大野信正君	委員	早川久美子君

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

紹介議員 野田泰博君

出席議会事務局

事務局長 鈴木正巳君 書記 野平 薫君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書提出に関する請願書です。請願第1号を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号は、審査の必要から紹介議員の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（大澤義和君） 異議なしと認めます。よって紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

[紹介議員着席]

○委員長（大澤義和君） 野田議員には、のちほど説明をお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） はじめに、請願文書表の朗読を書記にお願いします。

[野平書記 請願文書表朗読]

○委員長（大澤義和君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の野田議員に本請願の説明を求めたいと思います。野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 着席したままでよろしいんですね。

○委員長（大澤義和君） けっこうでございます。

○紹介議員（野田泰博君） この請願は、平成28年5月23日に出し、5月26日に議会議務局のほうで受理されたものです。請願者住所は、栄町安食台5-26-9 重富与八郎でございます。紹介議員、私、野田泰博です。この請願書は今からちょうど1年前に出した請願書に非常に似ているものでございます。まずそれを申し上げて。

趣旨「平和安全保障関連法に関する閣議決定を撤回すると共に平和安全保障関連法を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書を関係機関に提出して下さい」

理由「日本国憲法は、前文で①国民に自由と人権をもたらし、②政府の行為によって二度と戦争をさせないことを決意し、この憲法を確定すると宣言しております。

しかしながら、安倍内閣は2014年7月、集団的自衛権行使容認を閣議決定し、これに基づき9月19日の未明に平和安全保障関連法を参議院本会議での採決によって成立させました。

この平和安全保障関連法は、歴代政府がとってきた憲法解釈を大きく変え、集団的自衛権の行使を認め、憲法9条に違反するものであり、さらに、単なる憲法9条違反ではなく、憲法前文で宣言している「政府に二度と戦争をさせない」といった政治権力へのしほりを破壊する立

憲主義違反の行為であります。

また、国会議員（公務員）に課せられた憲法 99 条の憲法尊重擁護義務にも違反する行為であります。

このような憲法 9 条違反及び立憲主義違反の行為を私たちは到底認めることはできません。

この平和安全保障関連法が発動されれば、日本が攻撃されていなくても他国（同盟国）が攻撃されればこれに反撃し、戦争に参加する国になり、日本自体が武力紛争の当事者となって平和安全とは全く逆の状態を招くことになります。

国会審議の段階でも法学者をはじめ多くの有識者や国民の皆さんから反対の声が上がりました。

以上の理由から、私たちは、平和安全保障関連法に関する閣議決定を撤回すると共に平和安全保障関連法を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。

平成 28 年 5 月 26 日

栄町議会議長 大野 博 様

請願者代表 憲法を暮らしに活かして楽しく長生きする高齢者の会
栄町安食台 5-26-9 重富与八郎、紹介議員、私でございます。

以上、全文を読ませていただきましたが、委員の皆さまの各位はこの内容に関しては非常に皆さまが精通されていらっしゃると思いますので、これに関して私は、非常に、いま一度、昨年の 6 月はまだこの法律ができる前でございます。できあがった今においては、やはりこれを撤回するというこの請願を私はするべきだと思って、これをお出しいたしました。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。

それでは紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 紹介議員の野田議員に敬意を表して、若干の質疑をしないと申し訳ないと。

まず、安全保障関連法を廃止して立憲主義の原則を堅持するというふうとうたっておりますが。ということは安全保障関連法自体が立憲主義の原則に違反しているというふうな捉えかたでよろしいですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そのとおりです。その法律ができるまでの過程、憲法を解釈で、私たちからみたら、私なんかもみたら捻じ曲げた形になり、それでもってそれを国会で多数決でそれを認識させ、それに関する法律を作ってしまったと。賛成してしまったということです。ですから、それから見ていくと、やはり憲法の理解の捻じ曲げというのが一番最初にあって、

これがちょっと問題あるんじゃないかなと。憲法とは何かということを考えると、国会の内閣でこれを捻じ曲げるものではないというふうに考えております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いま、内閣がひとつ閣議決定というものをしました。その後、参議院で可決されました。その憲法解釈を変更したのはまず内閣であって、それを容認したのが国会ですね。要は、行政府と立法府がそれを容認しました。これでもやはり立憲主義に反しているということなんでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 私はそう見ております。といいますのは、憲法が内閣の解釈をもって今までとは違う解釈を持ちだしてきて、戦後70年間ずっと今までの解釈とは違った解釈を持ちだしてきたということが一つ大きな問題だと思います。ですからこれは今までにない解釈を使った無理矢理の法案を作り、無理矢理に通してしまった。それがゆえに今、憲法を今度変えるために法案を作っているというふうな感じがしてなりません。憲法改正のための事前の法案賛成作りということではありえないので、この法案はやはり憲法を先に変えてから作るのが筋だったんじゃないかなと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） もう一度確認しますが、内閣が憲法解釈を変えました。立法府がそれを容認した、の部分については、やはり立法府の容認も立憲主義に反するという事なんでしょうか。内閣が憲法解釈を変えたんですよね、それで法案を作った。で、参議院に出てきた、参議院で可決したというふうな流れですけども、その内閣の憲法解釈について立憲主義に反するというふうなもの言いかたはわかりました。ただ、その内閣が変えた憲法解釈を国会、立法府がそれを容認したという事実があるんですけども、これもやはり立憲主義に反しているというふうにご理解なさっているんですかということです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そうです。現憲法、例えば第96条に書かれている内容なんですけども、この憲法の改正というのは、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議して、憲法改正ですよ、国民に提案してその承認を経なければならないとあります。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行われる投票において、過半数の賛成を必要とすると、これがあるんです。だから、それをする前に法案だけを作ってその法案が発動を、いつでもできるんです、やろうと思ったら。そうしたらそれは完全に憲法違反になるんじゃないでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私が申し上げているのは、立法府が容認しましたと。憲法改正じゃなくてですよ。立法府が容認したことも立憲主義に反しているんですかと。要は、国会で

可決されたものも、この可決がしたという流れも、立憲主義に反しているのかなということをおたずねしたんですけれども。いかがですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 立憲主義に反しているかどうか、要するに立憲というのは何かということなんです。憲法に基づくものなんです。憲法というのは、戦後、欽定憲法から現憲法に変わって、いま現憲法が我々、憲法というのは我々が政治家に与えるしぼりなわけです。そのしぼりの解釈を、70年間していた解釈を突如変えて、法律を作ってしまったというところに問題があると。それが国会の3分の2以上の数字をとって、過半数になったら何でもできるということがこれで表れているんですけども、その後、もし憲法解釈を変えるならば、新しい憲法とするということが先にあってしかるべきで、解釈で法律を作るものではないと、解釈変更だけで、と思っております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 申し訳ないけども、私の質問に対する答えにはなっていないんですが、おおむね野田議員のお考えは了解いたしました。それで、では立憲主義とは何かということをお聞きしたいんですが、仰いましたけども、政治家を縛るものが憲法だというふうな、それに近いようなニュアンスの発言もございましたけども、立憲主義って野田議員はどういうふうにお考えか、お互いに立憲主義とは何か、という文言の共通認識がないと議論がかみ合わないと思うので、野田議員のお考えの立憲主義というものはどういうものかお聞かせ願えればと思います。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） つまり、憲法というものは、国の形なんです。この形というのは何かというのは、憲法で作られた形なんです。それは欽定憲法というのが昔あったんです、明治時代にできたんです。そして、それから戦後、今の憲法になったんです。欽定憲法というのは、天皇が国民に与えた憲法なんです。これは、国民が政治家を、行き過ぎたことをしちやいけないんだよと。民主主義を導入する代わりにその民主主義の行き過ぎを憲法でもって、ある意味で止めたものなんです。何でもかんでも…

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 民主主義の行き過ぎとおっしゃいましたか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） はい、それ言いました。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 民主主義の行き過ぎ、ですね。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それを止めるものだとおっしゃることを考えてます。国民にもう一度、真意を問いなさいよということなんです。答えになっていませんか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いま、民主主義の行き過ぎとおっしゃったのがちょっとよく理解できないんですけども。民主主義が行き過ぎるといのはどういう状況なのかなといのがちょっとわからなかったの、途中で発言を止めちゃいました。もしお教えいただければお願いしたいです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 民主主義は、確かに多数決が原則なんですけども、多数決が衆愚政治に陥らないようにと、その歯止めを付けたんです。その歯止めというのは、憲法をそんなに簡単には変えられないようにと、ということで。それが今、完全に多数決で全てが動き始めているということが非常に怖いというふうに感じております。博学の松島委員なら多分、ご存知でしょうけれども、今から100年ほど、100年も経たないけども、前に、世界で一番民主主義な憲法ができたというワイマール憲法、ドイツにある。ワイマール憲法というのはそのヒットラーを生んだ憲法なんです。だから今回も麻生太郎衆議院議員がヒットラーに学べ、というようなことをポチョツと言っちゃったんですけども、世界で一番、民主的な憲法であったところにヒットラーみたいな独裁者が現れた。それは国が危険に落ちたときに国家総動員法というのを作ったんです。それからずっと、多数決で全てが進んで行ってしまったという危険があるんです。だからそういう意味では、その昔は、今も続いているんですけども立憲君主制というのがあったんです。これ学問的な話になるけども、要するに君主が、王様がみんな国民に与えるよという。この立憲君主制というのは二つありまして、名目上与えるといのと、憲法があっても実際には君主権が制限されないものがある、イギリス型・ドイツ型ってのに分かれているんですけども、日本は君主権は名目上に過ぎないというイギリス型を採ってたんです。ところがいつの間にか、いま日本で行われている立憲君主制の非常に後者の、昔のドイツ風な形の立憲君主制になってきたような感じがしてなりません。これが憲法違反であるということ、私は個人的には非常に強く感じております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ありがとうございます。立憲主義というのは、いま野田議員が政府を規制する、あるいは民主主義の行き過ぎを規制するというふうなことをおっしゃいましたけれども、そうするとある一定のルールを作って、それが言うなれば国家権力を規制するために出てくると。

突然、こういうことを言いだすのもなんですけども、ルソーの社会契約論と極めて同じような考え方で立憲主義というものを野田議員は解釈しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 違います。ルソーの社会契約論とは、また全然違うものです。

それと一緒にというのは、ちょっといいですか、どういうところが一緒だということですか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 要は、その意識した市民が極めて変な言いかたですけども国家を作ろうと。そのために自分達のために国家を運営するこの権力というものを、憲法というものを作って、これはやっていいよ、これはやっていけないよというふうな契約を交わすわけです、その社会契約論というのは。そういうふうなものが憲法なのかなというふうな疑問が一つあったのと、もう一つは、憲法は国の形だとおっしゃった。国の形というのは憲法ができる前にあるんですよね。憲法ができて国の形ができるんじゃないかと。国の形があった前提で憲法っていうのがおそらく出てくるんだと思うんです。例えば先ほどから欽定憲法っておっしゃっている明治憲法、第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、これは今までの日本の二千年位の歴史の流れの中でそういう実態があったと、これが国の形、戦前は国体というふうに言っていましたけども。国体というものがまず前提にあって、そこから憲法が出てくるんだらうと。憲法を作って国の形を決めるというのも一つはあるんですけども、その前提として何らかの国の形ってものがあるんじゃないのかと。そういう疑問があって社会契約論に近いんですかというふうなおたずねをしたんですけどもご理解いただけましたでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） ルソーの社会契約論と違うということは、こういう話に入っていってしまって松島委員と私の、そこまでいってしまいますとこちらにはいかないんですよ。

ただ一つだけ言うのは、この欽定憲法は明治のときに日本が近代国家に遅れをとるまいとして憲法ありきということで作っていったものなんですけども、それは国が与えるというもの。それからその後で日本が戦争に負けたときに、ここに入るとまた松島委員との2人の議論になる可能性があるんですが。ポツダム宣言まで入ってきちゃいますと。いろんな解釈があるんですがポツダム宣言を受諾したということは、その欽定憲法を捨てて新しい民主的な憲法、国民のものになっていくよという意味のものだと私は思っているんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） これ、話がどんどんずれていくと私もずれた方向へ行っちゃうんで、ちょっと修正していただけますか。ポツダム宣言になるともう、話しだすと止まらなくなってしまう。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 止めましょう、この話は。2人でゆっくり話しましょう。

○委員長（大澤義和君） 基本的に一番大事なところですので。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 立憲主義というのは野田議員のお考えが分かって、今回の安全保障関連法案は立憲主義に違反していると。内閣が憲法解釈を変えたのがよろしくないというふうなことを野田議員はおっしゃいましたが、ちょっと失礼ですけども 野田議員、例の安全

保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書、これ内閣のホームページから引っ張り出したんです。3日かかって読みました。失礼ですけどこれ、お読みになりましたか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 3日かかっては読みませんが1時間くらいで斜めに読みました。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） これを見ますと、すごく難しい話でたいへんな報告書だと思ったんですけども。政府の憲法解釈というものの流れが出ています。憲法解釈の現状と問題点、あるべき憲法解釈。憲法解釈の変遷というのが一番最初に出てきてますよね。ということは、憲法解釈、政府は変わってるんです、常に。常にというほど大きくないですけども2度3度と変わっているんですが、なぜ今回の憲法解釈はいけないのか。今までの憲法解釈は容認しておきながらなぜ今回の憲法解釈を変えたのはいけないのかということが疑問です。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） これはもう、先ほど請願を出したかたの中にも入っておりますが、憲法解釈の中では色んな解釈があるんですけど、1点だけ、色々言うけど分からなくなるので1点だけ。要するに戦争放棄という、その1点だけにしぼって言えば、各国との協調路線の中で戦争をせざるを得ないときにも日本も一緒になって同調してやっていくよというところがございまして。これは日本の、今までずっと守ってきた憲法解釈で一番大事なところだと思うんです。それを放棄しますということじゃなくて、同盟国と一緒にやっていきましょう。つまり、例えばの話、アメリカがどこかと戦争始めたときに同盟国のそれを助けるために色々手助けをしましょうという、戦争に巻き込まれるというのがみんな恐ろしがっているところじゃないですか。それを法的にも認めてしまったというところに一番の問題点があるんじゃないかなと私は思っております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今までの憲法解釈は容認できますと。今回はだめですと。それはその憲法第9条にからむ問題だからというふうな発言だったというふうに聞いているんですが間違いないでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そういう理解ではないです。

今までの憲法解釈というのをどの場面での解釈という、政府が何度も解釈して直してきたわけですがそのことを言っているんですか。どういうところですか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今回の問題に関して言うと、憲法第9条の解釈ですよね。一番最初は自衛権すらも否定されていた。その次に自衛権が認められることになって、更に集団的

自衛権は、権利は保有するけども行使できないというふうな解釈になってきてると。零から自衛権いいよと、集団的自衛権も本当はもっているよと。ただ、今は使えないよというふうに変ってきているんですけども、その流れは野田議員は容認なさっていると思うんです。それで今回はこの憲法解釈を変えたのはいけないというふうな話になってきているので、なぜここでいけないのかなということがちょっと疑問だったんでおたずねしたんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） というのは、今までの自衛権というのは国内において、また、国の範囲においての自衛権なんです。ところが今回の自衛権というのをもっと大きく拡大解釈して、余所の国がやったときでも同盟国ならばそこまで出ていって日本の利害に関した、だめだという首相の判断、一番トップの判断があればそこまで出ていけるという判断をしているところが大きな違いです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 先ほどの、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書を、その後とにかく一所懸命、理解しようとしながら読んでみたときに、とにかく憲法前文に平和主義というものが謳われています。当然、この前文の平和主義から憲法第9条というものがでてくるのは当たり前なんです。前文は、日本国民は「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と書いてある。そのためには平和を維持して専制、隷従、圧迫、偏狭をなくすようにしている国際社会において、日本国は名誉ある地位を占めたいと。それで、いずれの国家であっても自分のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、という文言が続いてきます。それは自国の主権を維持して他国と対等関係に立とうとする全てのこと、各国の責務であると、こういうふうな流れなんです。この報告書は、そういうふうに憲法前文の流れをこうやって明示しているんです。だから「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と憲法前文はいつている。ということは、この報告書は日本国憲法前文というのは平和主義と国際協調主義なんだというふうに結論付けているんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 積極的平和主義というものです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） そうなんです。ここから当然、導き出される結論は安倍内閣が言っている国際協調主義に基づく積極的平和主義という結論が当然の、憲法前文の解釈の当然の帰結として出てきて、今回の法になってきたというふうに私はこれを読んで理解したんですけども、これについてはどういうふうにお考えですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） まさにその流れでいったらば、最初に憲法を改正しなさいと。解釈じゃなくて憲法を改正しなさい、改正したところでそういう流れになっていけば別に問題ないんですけども、今回あげている請願はその改正するまえに解釈だけ変えてしまって、法律を先に作ってしまって、その法律は国民をしぼるものなんです。だから変えないで、まずそれをやっていいんですかと。今になって法律に合うような憲法にしていこうという形で今度は憲法改正のための大きなうねりになっていくんじゃないかなと私は思っております。だから、まずは憲法を変えてくださいよと。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 個人的な見解をおたずねしますが、憲法を変えて集団的自衛権が明らかに認められる状態の憲法を作りたいんですか、野田議員は。それとも今のままの憲法で集団的自衛権を廃止したいんですか。どちらなんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 今のそのままで、私はいいと思ってるんです、今のままで。何も解釈とか変更とかは一切なくて、このままのものでいいんじゃないかと私は思っております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 内閣の有権解釈権についてどのようにお考えですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 有権解釈権というのは。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 憲法を解釈する権利というのは憲法解釈権の話で、この前報告書が出たときにちょっと読んだんですけども、その憲法の解釈は司法・立法・行政それぞれに解釈する権利がある。当然、内閣にも憲法解釈権があると。ちょっと読んでみませんか。

「内閣というのは行政や国務を総理するというふうに言われている、というか法で決まっている。学説によって解釈が分かれるけども、行政を法解釈と解して（法律執行説）国務を総理するについて行政事務の統括ないし行政各部の指揮監督に限ることとすれば、内閣が行う憲法解釈権は大きく限定を受けるように見える。すなわち、法律を執行するに当たって必要とされる限りで憲法を解釈するとの権限上の限界が設けられる。国の政治の基本政策の決定は国民を代表する国会によってなされるべきであり、行政権はかかる政策決定権を含むものとして理解されてはならないという見方もある。しかし、このような限定は現実に即していない。内閣の行う事務としては外交関係を処理すること、条約を締結すること、予算を作成して国会に提出すること等が憲法第73条で別途規定されており、内閣が国会に議案を提出することも憲法第72条で認められている。その事案には法律案も含まれている。これらの権能を行使するに当たって憲法の許容範囲や国民の権利に対応する国の義務の内容と、国政と憲法との関係を具体的に提示することは、その必要性、可能性共に内閣に認められるところである。」

一回読んだだけでだいたいわかりますか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だいたいわかります。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 内閣はその有権解釈権持っているんだと。憲法解釈は内閣の権限を逸脱していないんだというふうにこの報告書は言っているんですが、それでも内閣は憲法解釈を変えちゃいけないんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） ですから、私も先ほどちょっと言いましたけれども、前の欽定憲法の第73条、今の現憲法の第96条、ここに憲法は変えてもいいんですよ。その憲法に基づいてやるために憲法を変えてくださいよと言ってるわけです。前の欽定憲法にも第73条で言っているのは、3分の2以上の多数、それと国民に対して真意を問いなさいと。それは一番直近の選挙と、それから国会議員の選挙と国民投票かなんかするか何かでもって、ちゃんと、これでいいんですねということを問いなさいよということが欽定憲法にもあるしこの憲法にもあるんです。変えていいんです、解釈から憲法を変えていいんです。けどもそれにはしほりがあるんです。今、松島委員が読まれた箇所はそのとおりなんです。各司法、行政、立法にも全部変える、理解する権限はあるし、変える権限はあるんです。ところが変えるに当たってはちゃんとしほりがあるんです。このしほりなくして変えてしまったらいけないんじゃないですかというのが、この請願の趣旨なんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 野田議員がおっしゃっているのは、憲法改正のためにはこれだけの手続きが必要だよとおっしゃってる。でも今回、憲法改正していない。どうせだったら変えちゃえばいいじゃないかというふうなお気持ちもわかる。でも、今回は内閣の解釈が変更された、それを立法府が認めた、それでなぜ立憲主義に反しているのかという疑問がまだ解けていない。今回、憲法改正したんじゃないんです。解釈を変更したんです。それを3分の2云々はちょっと今回の議論とは違うんじゃないか。確かに、変えちゃえば一番簡単です。第9条がどうのなんていうふうなよけいな疑問は出てこないんだから。でも今回変えてないんです、解釈変更したんです。解釈変更して集団的自衛権を限定的ながら認めたんです。それだけのことなんです。これどこが立憲主義に反しているのかがよくわからない。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そういう、よくわからないといっても、解釈変更して法律を作って、限定的にでも戦争に駆り出されることになったら、日本が戦争に巻き込まれるのは必須ですよ。今までその部分で歯止めがあったんです、そこまではいかない歯止めが。ところが本当の平和主義を貫くには、その手前で止めなかったら平和主義にはならないんです、憲法も。

だからこの日本がずっとたまってきた70年間も他国と戦争をせずにできたのは、この憲法があったからやらなかった。でもこれを今みたいにやめてしまっていて、艦船がアメリカ軍と一緒にいったら、それは日本も参戦したと認められるじゃないかと。後方支援だけをするよと言っても、今の松島委員の問いかですけども、後方支援だけじゃなくて、やはり鉄砲持って艦船持って相手をやっつけに行ったら、その後方支援だけじゃなくなりますよというところに、戦争に巻き込まれると。そうしたら憲法違反になってしまいますよと。

松島委員、これずっと続けますか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いや、止めましょう。

話違いますけども、「カエルの楽園」ってお読みになりましたか、百田尚樹の。作家名を聞いただけでエッ、という人はいますけど。琉球新報と沖縄タイムスは潰せと言ってる人です。推して知るべし。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） この人、沖縄の人ですか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いいえ、百田尚樹ご存知ないですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 知らない。今度、読んでおきます。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） そろそろ、この議論やってもしょうがないと思います。

ただ、この戦争に巻き込まれるというふうなことを今回、皆さんおっしゃるし、立憲主義という言葉も何かの流行りのように言われていますけれども、立憲主義に対する理解の仕方って皆さん、違いますし、戦争に巻き込まれるのかどうなのかというふうな考え方も皆さん違います。ただ私は、現状というものはある程度、認識していただきたいというふうに考えているだけです。

一つ、面白い話をご紹介しますと、第2回琉球・沖縄最先端問題国際学術会議というのが開かれたんです。どこで開かれたと思いますか、北京です。北京で沖縄の自己決定権や米軍基地問題、独立などを巡って意見を交わした。これが沖縄最先端問題の国際学術会議です。北京というものは完全に沖縄を視野に入れている、そんなことないよとおっしゃるかもしれませんが、実際、^{なんさ}南沙諸島、^{せいさ}西沙諸島の状況を見ればそのようだと思います。このような現状を考えたときに、こういうふうな請願は、戦争に巻き込まれるのは嫌だ、という素朴な感情はいいですけど。戦争に巻き込まれるのは嫌だというのも何かのプロパガンダに影響されているんだと私は思っていますけれど。ちょっと現状に対する認識が、前の請願のときも申し上げましたけど、あまりにも本当に平和主義すぎるんじゃないかなと思って。「カエルの楽園」読むと笑

っちゃいますよということを申し上げて終わりにします。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） では私も一つ、つい最近、5月30日の新聞ですけども、樋口陽一という憲法学者をご存知ですか。非常に立派なかたですけども、この人が「ダサくても声あげる 腹決めた」という題で、立憲主義、短いですからちょっと読ませてください。

「立憲主義」についてあらためて教えてください。」

「私のイメージを、シンプルにお話ししましょう。民主主義を一方向に引っ張る力とします。自分が政治を任せたい候補に、有権者は投票しますが、それも行き過ぎれば、「多くの票を得たのだから何をしてもいい」と言い出す政治家が出てくる。そこに「こういう約束事、ルールがあるぞ、ちょっと待て！」とブレーキをかける。そんな反対の方向の力が立憲主義なのです。私は既に1973年に「近代立憲主義と現代国家」という本を発表していました。70年代前半、時代は国内外とともに民主主義に向かっていて、立憲主義という言葉を意識的に使う学者は少なかった。近頃は「立憲主義が軽んじられている」として、逆に注目されているけれども。云々。」こういうのが新聞にあるんです。

立憲主義というのは、言われましたけれども最近、1980年代くらいから立憲主義ということが非常に強く言われてきているんだなというこの憲法学者の言うことから推測できました。つまり、民主主義は票を取ったんだから何をしてもいいだろう、俺、票取ったんだから議長にしてくれよということじゃないんです。ここもある意味では非常に民主的で、票を一番取った人が議長になっていないわけです。けども、俺は何でもやっていいんだ、皆に信任を得たんだということではない、それを引っ張る力がやっぱり立憲主義なんですよということをここで端的にこのかたは発表しております。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 今、野田議員と松島委員のやりとりでお互いの考えかたの違いですから、これはもうしょうがないと思います。ただ私も、この立憲主義に関しては内閣が決めて立法府が容認しているわけですから。これがおかしいというのがまずおかしいと思うんです。あとは、この集団的自衛権容認のやつは、今までの集団的自衛権だとやっぱり日本そのものが外には出られないんです。ただ、その外に出られないだけで。では日本という国がいま世界各国から、ではそれで認められるのかということになってくると思います。ですのでやはり、ある程度、その集団的自衛権を今回は少し外にも出られるようにした。これはやはり世界各国に対してもみんな強調してやりましょうよということなので、私はそれは全然、問題ないんじゃないかなと思います。これもやっぱり考えかたの違いですから、野田議員が悪いとか私が悪いとかないので。ただ、そこで一番考えなくちゃしょうがないのが、今の日本を考えたときに、こんなこと言うと本当に申し訳ないですけども、すぐそばにどんなことを考えているか

わからない国があるんです。ここを無視して考えられないので、やはり、行った、後方支援、だけじゃなくて。後方支援ばかりというよりもこれを決めたって、日本そのものが戦争をやるなんてのは、安倍首相も思っていないとテレビでも常に言っていますので。私もだいたい、これを決めたからじゃあ日本はすぐに戦争に行くんだというような考えは全く持ってない。そんな人ばかりじゃないですよ。ブレーキ掛ける人も絶対にいますので。私はこれは全て廃止するというのはいかがでしょうか、私は思います。

○委員長（大澤義和君） 他に。岡本委員。

○委員（岡本雅道君） ちょっと違った考えではあるんですけども、そもそもこの日本国憲法は日本が統治権のないときに作られたものであると。だから日本国民というのは憲法を自分で作っていないんです。占領していたアメリカが与えたものであって、それを70年間、後生大事に抱えてきているというのが事実じゃないかと思うんです。先ほど野田議員がおっしゃった、日本国憲法によって70年間、平和が守られてきたということをおっしゃいましたが、私はこれは明らかに米軍が日本を守っていたというふうに理解しています。考えるに地政学的というか現実的にもものをみた場合に、まだ日本は戦後から立ち直っていない、アメリカの占領下にあるというふうに、私は極端に言えばそういう状態だと。非常に友好的な関係ではあるんだけど。だから今回の話も個人的にどうというよりも、米国のほうが日本にこういう法律をスッて一緒に動けるようにしろとかたが裏で言われているような。これは単なる想像で申し訳ないんですけども。たぶん力学的に考えたらそっちのほうが正しいんじゃないかと思うんです。日本国民、みんなが平和が好きだし戦争なんかしたくないですよ。でも、こういうことをしなくちゃいけないような社会情勢とか国際社会の関係がだんだんそういうことになってきたから、日本もそれなりの応分の負担をしなきゃいけないという状況が、こういう結果を生んでいるんじゃないかと。それを今、憲法解釈だとか手続論で請願を出すというんだけど、現実はどう向かっていくかという視点から考えたら、今の対応はやむを得ないと。これが賛成だと言うんじゃないとやむを得ないと私は理解しています。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 憲法はアメリカから押し付けられたものであって日本が作ったものじゃないっていう、その憲法ができた背景というのは多分、ご存知ないからそういうふうに使われているんだと思いますけども。

昭和21年4月に、戦争が終わって半年後です。中国とかソ連を含む極東委員会が、憲法はその憲法問題に関して自分達も入っていくよと要求したんですが、マッカーサーはそれを拒否したんです。憲法は日本の国会で制定すべきであると。それで日本からも憲法草案というのが百四十いくつ出てきたんです、日本の国民からも。その中で国会のほうでいくつか選んでやったものが、マッカーサー3原則というのもあったんですけども、それをちょうど踏まえている

ものもあって、国会でそれを決めていったんです。押し付けられて、彼らが全部作ったものではないという。多分、岡本議員はそこら辺の事情を深くご存知ないから言ってるんでしょうけども、憲法というのはそうやってできて、よく与えられたものだということけどもよくよく調べてみると与えられたものでもなんでもない、日本人が日本人のこれからの国民主権にどう立ち向かう、やっていくかということ考え出していったものなんです。戦争放棄というのも最初、ものすごい国民から言われたんですけども、ここまでいくとこれからまた松島委員と藤村委員との議論になっちゃいますけども。そこら辺はもうちょっと勉強してから、そう簡単に押し付けられたものだという意見が出るとちょっと待ってくださいというふうに私は言いたくなります。それで吉田内閣が昭和21年6月に誕生したんです、首相が。それで吉田首相が、憲法委員会が中心となって作って行って、当時の、まあ、そこまでいくの止めましょう。そこまでの歴史になるとちょっともう。

○委員長（大澤義和君） 紹介議員、大丈夫ですか。喉、乾いてませんか。ここで休憩取りますか。

○紹介議員（野田泰博君） いや、いいです。そのままやってください。

○委員長（大澤義和君） いいですか、大丈夫ですか。他の委員の皆さん、大丈夫ですか。また何かありましたら。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 占領下において憲法を改正することは、憲法を変えることはハーグ陸戦協定違反です。連合軍はそれをあえて承知でやりました。これだけです。

○委員長（大澤義和君） 他にはございませんか。よろしいですか。問題がだいぶ複雑、難しくなってきましたので。やっと委員会らしくなりました。

それではこの辺で質疑を終わりたいと思います。野田議員、ご苦労さまでした。自席のほうにお戻りください。

紹介議員の説明及び質疑応答を踏まえ、本請願に対し委員各位からの意見を含めた討論をお願いします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（大澤義和君） それではこれにて討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。請願第1号「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書提出に関する請願書を採択することに賛成のかたは挙手をお願いします。

[挙手少数]

○委員長（大澤義和君） 挙手少数。よって、請願第1号「平和安全保障関連法」を廃止し、立憲主義の原則を堅持することを求める意見書提出に関する請願書は不採択にすべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） 以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。難しいです。

本日の会議を閉じます。

以上をもって、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時27分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年7月1日

総務常任委員会委員長 大澤 義和